

# 福祉医療制度を紹介します

福祉医療制度は、子ども、障害者、母(父)子家庭、高齢者などの皆さんが安心して必要な医療が受けられるように、医療費の自己負担額を軽減するための助成制度です。

■問い合わせ先 住民福祉課福祉医療係 ☎(48)1111 (内215・257)

福祉医療制度名	対象者・内容など	所得制限
子ども医療	◎中学校卒業（15歳に達する年度末）までの子どもの保護者 ⇒ 「子ども医療費受給者証」が発行され、医療機関などでの自己負担額はありませぬ。	なし
障害者医療	◎身体障害者手帳所持者のうち ①1級～3級の方 ②腎臓機能障害の4級の方 ③進行性筋萎縮症の4級～6級の方 ◎療育手帳所持者のうちIQ50以下の方 ◎自閉症と診断された方 ⇒ 「障害者医療費受給者証」が発行され、医療機関などでの自己負担額はありませぬ。	なし
精神障害者医療	◎精神障害者福祉手帳1級または2級所持者 ⇒ 「精神障害者医療費受給者証(全疾患用)」が発行され、医療機関などでの自己負担額はありませぬ。 ◎自立支援医療受給者証(精神通院)所持者 ⇒ 自立支援医療受給者証に記載された医療機関などについては、「精神障害者医療費受給者証」が発行され、精神通院での自己負担額はありませぬ。	なし
母子家庭等医療	◎18歳の年度末までの児童を扶養している母(父)とその児童 ◎父母のいない18歳の年度末までの児童 ⇒ 「母子家庭等医療費受給者証」が発行され、医療機関などでの自己負担額はありませぬ。	児童扶養手当本人一部支給制限額準用
後期高齢者福祉医療	◎後期高齢者医療制度の被保険者のうち ①母子家庭等医療の要件に該当する者 ②戦傷病者手帳所持者 ③ひとり暮らし老人、ねたきり老人、認知症老人(「ねたきり老人」「認知症老人」は、要介護度4または5と認定され、生活介護を受けている期間が3カ月以上継続している者) ④障害者医療の要件に該当する者 ⑤結核予防法、精神保健法による命令入所該当者 ⑥精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者 ⇒ 「後期高齢者福祉医療費受給者証」が発行され、医療機関などでの自己負担額はありませぬ。	①母子家庭等医療に準ずる ②障害児福祉手当準用 ③町民税非課税世帯 ④⑤⑥なし

※ 上記各「医療受給者証」は、原則使用できるのは、愛知県内の医療機関などに限られます。  
愛知県外で診療された場合は、一度窓口でお支払いください。後日、領収書などを添付し、町へ請求していただき、自己負担分を振り込みでお返しします。

☆8月1日から替わります

母子家庭等医療、後期高齢者福祉医療(一部)の受給者は、「医療受給者証」が更新になります。  
該当者には申請書を送付しますので、期間内に提出してください。